

摂津市議会

総務常任委員会記録

平成27年3月12日

摂津市議会

目 次

総務常任委員会

3月12日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
委員会記録署名委員の指名	2
議案第4号の審査	2
議案第29号の審査	2
議案第32号の審査	2
議案第22号、議案第23号及び議案第27号の審査	2
補足説明（市長公室長）	
議案第30号の審査	3
議案第31号の審査	3
補足説明（市長公室長）	
質疑（三好義治委員）	
採決	6
所管事項に関する事務調査について	7
閉会の宣告	7

総務常任委員会記録

1. 会議日時

平成27年3月12日(木) 午前10時 開会
午前10時30分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長 野口 博 副委員長 水谷 毅 委員 三好義治
委員 中川嘉彦 委員 渡辺慎吾

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 小野吉孝
市長公室長 乾 富治 同室次長 山口 猛 政策推進課長 谷内田 修
人事課長 大橋徹之
総務部長 有山 泉 同部参事兼市民税課長 和田元伸
総務課長 松方和彦 防災管財課長 西川 聡 固定資産税課長 中西利之
選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 井口久和
消防長 熊野 誠

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 藤井智哉 同局総括主査 湯原正治

1. 審査案件(審査順)

議案第 1号 平成27年度摂津市一般会計予算所管分
議案第 9号 平成26年度摂津市一般会計補正予算(第5号)所管分
議案第 4号 平成27年度摂津市財産区財産特別会計予算
議案第29号 摂津市行政手続条例の一部を改正する条例制定の件
議案第32号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件
議案第22号 摂津市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例制定の件
議案第23号 摂津市教育長の勤務時間、休暇等に関する条例制定の件
議案第27号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
議案第30号 特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第31号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
所管事項に関する事務調査について

(午前10時 開会)

○野口博委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、総務常任委員会を開会いたします。

本日の委員会記録署名員は、三好委員を指名いたします。

最初に、議案第4号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○野口博委員長 再開します。

続きまして、議案第29号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前10時3分 休憩)

(午前10時4分 再開)

○野口博委員長 再開いたします。

続いて、議案第32号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前10時5分 休憩)

(午前10時6分 再開)

○野口博委員長 再開いたします。

続きまして、議案第22号、議案第2

3号及び議案第27号の審査を行います。

まず最初に補足説明を求めます。

乾市長公室長。

○乾市長公室長 それでは、議案第22号、摂津市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例制定、議案第23号、摂津市教育長の勤務時間、休暇等に関する条例制定、議案第27号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定の3件の条例制定につきまして、一括して補足説明を申し上げます。

これらの3条例は、いずれも平成27年4月1日から施行される地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づき、教育長の身分等の取り扱いが変わることから、新規制定等が必要が生じたものでございます。

なお、平成27年4月1日において在任中の教育長につきましては、その教育委員としての任期が満了するまで、または退任するまで、現行制度の教育長として在職するものとされていることから、いずれの条例も適用外となるものでございます。したがって、ここでは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づきまして、これら三つの条例で位置づけを行います教育長を、便宜上、新教育長としてご説明申し上げます。

それではご説明を続けます。

現行の教育長の身分等につきましては、その任命に議会同意を必要とする教育委員会の委員として特別職の身分を有するとともに、あわせて教育委員会が任命する教育長として一般職の身分も有するものでございますが、昭和28年の文部省の通達において、教育長の職はその職の性格、責任の在り方から、常時勤務を要する職と考えられ、その職にある者は常

勤の一般職に属する地方公務員と定められているとあり、一般職の地方公務員であるとされていました。

しかしながら、平成27年4月1日から施行される地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律において、新教育長は地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することが明文化され、地方公務員法第3条第3項に基づく特別職としての身分のみを有することとなります。

また、常勤であることが明文化されるとともに、新教育長の職務専念義務として、一般職に適用される地方公務員法第30条に規定のある職務の専念義務と同等の内容についても明文化されたものでございます。

以上のような新教育長の新たな身分、服務等の定義から、市として新たに条例を制定する必要が生じたものとして、摂津市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例及び摂津市教育長の勤務時間、休暇等に関する条例、そして一部改正の必要が生じた五つの条例と間接的に影響のある一つの条例を一括して改正するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するものでございます。

以上、議案第22号、23号及び27号にかかる条例制定についての補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第30号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質

疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第31号の審査を行います。

補足説明を求めます。

乾市長公室長。

○乾市長公室長 議案第31号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、補足説明を申し上げます。

このたびの一部改正は、住居手当、勤勉手当、通勤手当の三つの手当の改正を行うものでございます。

まず、住居手当についてでございます。支給対象職員及び支給額の考え方を全て国と同様とするもので、支給対象職員は月額4,000円を超える家賃を支払っている職員から、月額1万2,000円を超える家賃を支払っている職員とし、住居手当の算定のための月額の基準家賃額を1万5,000円から2万3,000円とするとともに、控除する額は4,000円を1万2,000円に、1万5,000円を2万3,000円とするものでございます。

次に、勤勉手当についてでございます。平成26年の人事院勧告で、勤勉手当の支給月数が年間0.15月分引き上げられたことに伴い、引き上げ分を6月支給と12月支給に平準化しております。

また、職務の級が7級以上の課長級、次長級、部長級の職員に対して、人事評価制度のうち業績評価の結果を反映させるために、所要の改正を行っているもので、6月1日及び12月1日の基準日以前における直近の業績評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況を反映する旨を規定しております。

さらに全職員の勤勉手当の支給総額の算定の考え方及び職員個々の支給額算定の基本的な考え方を規定しておりますが、職務の級が7級以上の者の区分を別に設け、業績評価の結果反映が可能となるよう対応しているものでございます。

最後に、通勤手当についてでございます。平成26年の人事院勧告による支給額の改定も踏まえ、支給対象職員及び支給額の考え方を国と同様とするもので、交通機関等を利用した場合の1か月当たりの運賃相当額の上限を6万円から5万5,000円と引き下げるとともに、自動車等の交通用具を使用している場合については、2キロメートル未満の支給額を廃止するとともに、2キロメートル以上の距離については使用距離の区分と額を全て国と同様とする改正を行うものでございます。

ただし、自動車や原動機付自転車等により通勤している職員が、環境配慮の観点からCO₂の排出を抑制し、地域レベルで地球温暖化防止に貢献すること、また自身の健康増進につなげるため自転車による通勤へと切りかえる、いわゆるエコ通勤を促進する取り組みとして、距離が15キロメートル未満の自転車で通勤する職員を対象として、使用距離の区分に応じ、国基準額から1段階上の設定とし、使用距離が2キロから5キロメートル未満では車であれば2,000円のところ、自転車に切りかえると4,200円に、5キロから10キロメートル未満では4,200円のところ、7,100円に、10キロから15キロメートル未満では7,100円のところ、1万円に読みかえるものとしております。

なお、現行の自転車を含む交通用具使用者の支給額につきましては、2キロから6キロメートル未満では4,100円、

6キロから10キロメートル未満では4,500円、10キロから15キロメートル未満では6,500円となっております。

以上、議案第31号にかかる条例制定についての提案理由の補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 説明は終わりました。

質疑に入ります。

三好委員。

○三好義治委員 過日の平成27年度摂津市一般会計予算の中でも、この議案第31号を一部触れさせていただきました。この中身についての通勤手当については、今申し上げましたように先日の委員会では、るる質問をさせていただいたんですが、今回総体的にいけば国基準に合わせていく中で、自転車通勤についてエコという観点はわからなくはないんですが、摂津市独自の手当をまた改めて設立をしたということについて、市民感情は本当にどうなのかというのがいささかやはり疑問に思っております。とりわけこの手当については、私はやっぱり捨てるはならないのは、地域手当が一時10%が6%に、4%減額されたということについては、国の今の考え方というのは我々も理解できずに、行政としてでも我々議会としてでも、さらに6%を10%に引き上げていくという要請行動は、これからは感じております。

ただ、今回のこの手当の見直しの中で、第5次行革を推進しようという中で、摂津市独自の過去の手当も見直していこうというさなかの中で、改めてこういったエコという観点の中で、エコという部分については了解はするんですが、そういった手当が見直されていいのかという部分について、もっと奥深い部分があると思

うんですね。だから摂津市在住者をふやしていこうという一つの観点、それからエコの観点、さらには緊急事態に対する動員の観点とか、いろいろなさまざまな議論がなされてしかるべきだと思います。

そういった背景も含めて、改めて人事としての政策に関わるような点をお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○野口博委員長 大橋課長。

○大橋人事課長 そうしましたら、三好委員のご質問にご答弁申し上げます。

予算の際にも種々ご指摘等いただきました。エコの観点については理解をいただいているということをごさいます、ただ、手当の部分ではまだ見直さなければならぬ、見直す必要のある手当がまだほかにもある中で、こういう新たな手当を設けるといふことの部分で、確かにそのエコの手当というところだけを見ますと、確かに新たな手当を増設するといふことにはなるといふことは人事課としても理解はさせていただいております。

人事の方針としては、各種手当、まだまだ国と一致しない、国の基準に基づかない手当というものがございますので、それはこれから順次見直しをしていって、基本的には全て国と同一の基準にしたいという考え方は持っております。

このエコの部分につきましては、以前から環境配慮の観点として職員がみずから取り組むことができる、そういったものが何かないかといふことの中での議論がございました。それは環境政策の観点からもあったわけなんですけれども、そこに人事課としても今三好委員がご指摘をいただきました、市としての組織課題といひますか、政策課題といひますか、そういったものですね、市内居住率の低下の問題、これは現在35%前後で推移を

しておるんですけども、かなり低下をしているというふうに思っております。

これも有事の際の人的な手当、特にこれは防災ですけれども、狭い地域ではありますけれども、市内居住率が下がることによって、そこらあたりの防災の観点での対応の部分についての若干の不安といひか、そういうことも当然考えていかなければならないと。

もう一つについては、あと最近、団塊の世代の大量退職の後、かなり若手の職員を採用していつてるわけなんですけれども、市内居住率の低下もございまして、市内の地理とかそういったところの施設の配置であったり、地理そのものの部分についての把握についても、若干薄れてきてるようなこともございます。そういったことも踏まえて、そういった組織課題、政策課題も踏まえる中で、このエコの通勤制度を一定活用することによって、その部分も若干は解消できるんじゃないかといふふうに考えておりまして、そういった部分で組合の考え方ですね、環境政策の考え方、それと人事の政策的な部分での考え方といふところは、一定一致を見た中でこのエコ制度について導入させていただきたいといふことで考えております。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 説明を伺いまして、現時点での摂津市の大きな課題の中での手当の一定の見直し、それから職員の市内における在住者の低下、またエコの観点という点は、今、人事の政策として今後検討していきたいといふ答弁をいただきました。

エコという部分については、冒頭言いましたように否定はしません。しかしながら市民感覚からいつたときに、やっぱり自転車の通勤について手当を、2キロ

から5キロが4, 200円の本当に市民感覚、いかなものかなということは否めない事実でございます。

エコの観点という部分では、また違うやり方もいろいろあると思うんですよね。そういったことで手当の額の見直し、それからエコの観点の見直しを含めて、委員長ね、後ほどまた協議もしていきたいと思っておりますけれども、そういったこともご配慮いただきながら質問を終わりたいと思っております。

○野口博委員長 ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前10時19分 休憩)

(午前10時23分 再開)

○野口博委員長 それでは、再開いたします。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 討論なしと認め、採決いたします。

議案第1号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって本件は、可決すべきものと決定いたしました。

議案第4号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって本件は、可決すべきものと決定いたしました。

議案第9号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって本件は、可決すべきものと決定いたしました。

議案第22号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって本件は、可決すべきものと決定いたしました。

議案第23号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって本件は、可決すべきものと決定いたしました。

議案第27号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって本件は、可決すべきものと決定いたしました。

議案第29号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって本件は、可決すべきものと決定いたしました。

議案第30号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって本件は、可決すべきものと決定いたしました。

議案第31号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって本件は、可決すべきものと決定いたしました。

なお、本件につきましては、次に申し

上げます附帯決議が提出されております。その内容について、まずお諮りしたいと思います。案文について、私のほうから申し上げさせていただきます。

議案第31号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件に対する附帯決議案。

本条例のうち、通勤手当の改正部分に関し、通勤手段を自動車等から自転車に切りかえることにより二酸化炭素の排出を抑制し、地球温暖化防止に貢献するとともに、自身の健康増進につなげるため、いわゆるエコ通勤を促進することは重要なことである。

一方で、給与制度の適正化の観点から、今日まで各種手当の見直しを行ってきたことを勘案すれば、エコ通勤に関わる通勤手当の改正については、その効果が最大限に発揮されなければならない。

よって、本委員会は下記の事項を決議する。

記、いわゆるエコ通勤の促進に関わる通勤手当の改正については、一定期間経過後、効果等の検証を実施した上で、エコ通勤の促進の在り方について検討すること。

以上です。

お諮りします。

議案第31号に対する、ただいま申し上げました附帯決議を付すことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 異議なしと認め、議案第31号にただいま申し述べました附帯決議を付すことに決定いたしました。

続いて、議案第32号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって本件は、可決すべきものと決定

いたしました。

暫時休憩いたします。

(午前10時26分 休憩)

(午前10時27分 再開)

○野口博委員長 再開します。

本委員会の所管事項に関する事務調査について、協議をさせていただきます。

平成27年度委員会行政視察を実施することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に、視察事項、視察先、視察日程等について協議させていただきます。

いろいろご意見あれば出していただいて、具体的にきょうは提案は用意しておりませんが、何かあれば言ってください。

ご存じのとおり去年は釜石市に行かせていただいて、東北のほうに行かせてもらいました。

それではまた、予算の範囲で相談していただいて、委員で協議していただけないか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 それではそのように決定させていただきます。

本会議最終日において、常任委員会の所管事項に関する事務調査については、閉会中に調査することが諮られます。

本委員会の所管事項については、行財政運営について、防災行政について、人権行政について、消防行政についてを、平成27年度末まで閉会中に調査することにいたしたくと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

これで、本委員会を閉会いたします。

(午前10時30分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により
署名する。

総務常任委員長 野口 博

総務常任委員 三好 義治